

## 沼田市立中学校制服統一提案業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本業務は、「沼田市新たな学校づくり実施計画」により現在9校ある中学校が、令和13年度までには中学校2校、義務教育学校1校に統合される予定であることから、市内で統一の制服（以下「新制服」という。）を検討するとともに、沼田市らしさを生かした新制服の導入を目指し、デザインや仕様書の作成等で支援する「マスターメーカー」について、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

なお、新制服の提案では、気候変動（寒暖差への対応など）や社会の価値観（多様性への配慮など）の変化に対応できるなど、機能性を重視した制服の在り方を含めて検討し、子供たちの学校環境をより良いものにすることを目的とする。

### 2 市内中学校制服統一における基本方針

#### (1) デザインのテーマ

新制服のデザインは、以下のテーマとする。

「森林文化都市や自然を連想できる”森林”や”大地”などのイメージ」

#### (2) 仕様の要件

新制服の具体的な仕様は、以下のとおりとする。

ア メインの色は、紺色・茶色・緑色のいずれかを、1色又は複数色を組み合わせるものとする。

イ デザインは、ジェンダーや多様性に配慮したものとする。

ウ 素材及び生地は、機能性及び耐久性の高いものとする。

(いずれのメーカーでも供給が可能なもの)

エ 金額が安価でありながら、着やすく、扱いやすいものとする。

オ 夏服は、業者決定後に多様な意見を聞きながら検討を行い、略装を選択できるものとする。

カ その他、沼田市ホームページで公表の「制服に関するアンケート結果」を参照する。

### 3 マスターメーカーの業務内容

#### (1) 新制服の導入に関する提案・支援

(気候変動や社会の価値観の変化に対応する制服の在り方等を提案する。)

#### (2) 新制服のデザイン案及び見本の作成

(夏用は、ポロシャツ、ワイシャツ又はブラウスの両方のイメージを提案する。)

#### (3) 制服に適した生地及び素材の選定

#### (4) 新制服の仕様書（以下「仕様書」という。）の作成

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 市内にある制服販売店舗において、制服制作メーカーとして販売実績を有すること、又は販売することが決定していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成9年告示第26条）による指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立を行っている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立を行っている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 本業務を主に担当する者（事務局と業務について協議をし、中心となって新統一制服製作について支援するものをいう。）は、制服仕様書作成に係る業務の経験者であり、県内の情報を有し、他市町村と重複しないデザインの提案が可能なものとする。

## 5 マスターメーカー選定に係るスケジュール

項目	日程
(1) プロポーザル公告日	令和7年6月12日（木）
(2) 実施要領の公表	令和7年6月12日（木）
(3) 質疑期間	令和7年6月16日（月）～6月23日（月）
(4) 参加表明書の提出	令和7年6月16日（月）～6月30日（月）
(5) 企画提案書・デザイン画等提出	令和7年7月3日（木）～7月25日（金）
(6) 審査委員会（プレゼンテーション実施）	令和7年7月28日（月）
(7) 審査結果の通知	令和7年7月29日（火）

※日程は、状況により変更となる場合があります。

## 6 マスターメーカー決定後の全体スケジュール(案)

項目	日程（目安）
(1) 第2回中学校制服検討委員会開催 ・新制服の導入の方向性を決定 ・エンブレムデザイン募集の方向性を決定	令和7年7月下旬
(2) 新制服のデザイン画又はサンプルの周知 生徒、保護者からの意見聴取	令和7年8月～9月中旬
(3) 第3回制服検討委員会開催 生徒、保護者の意見を踏まえ、デザインを検討 概ねのデザイン案を決定	令和7年9月下旬
(4) 第4回制服検討委員会開催	令和7年10月以降

新制服の生地、柄、仕様など詳細を検討	
(5) 新制服のデザインや仕様を決定（最終仕様書）	令和8年2月末
(6) 新制服のお披露目と周知	令和8年4月～7月
(7) 新入生対象に制服の採寸・販売	令和8年10月～翌年3月
(8) 新入生から、新制服を着用	令和9年4月～
(9) 新制服への移行期間 新制服と旧制服のどちらも着用可能な期間 ただし、販売は新制服のみとする。	令和9年度～令和13年度

※スケジュールは目安であり、マスターメーカー選定後、詳細は相談の上決定する。

## 7 学校概要等

市内中学校の統合予定は、沼田市ホームページにある「沼田市新たな学校づくり実施計画」のとおりとする。

生徒数の参考：令和9年度の新中学校1年生の人数は、321人の見込みである。

## 8 質疑応答

本事業に関して質問がある場合は、以下の手続きを行うものとする。

- (1) 受付時間 令和7年6月16日（月）午前9時から  
令和7年6月23日（月）午後5時まで  
※土・日曜日、祝日を除く。正午から午後1時までを除く。
- (2) 質問方法 沼田市教育委員会事務局教育総務課学校再編係に事前連絡の上、電子メール又はFAXにて質疑応答書（様式第5号）を提出する。  
mail : g-saihen@city.numata.gunma.jp  
fax : 0278-23-1401

## 9 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する業者は、参加表明書を提出するものとする。

なお、受付期間内に参加表明書を提出していない事業者からの応募（提案書の提出）を受け付けることはできない。

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書（様式第1号）
  - イ 実績確認書（様式第2号）
- (2) 提出期間 令和7年6月16日（月）午前9時から  
令和7年6月30日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送  
※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。  
郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。
- (4) 提出先 沼田市教育委員会事務局教育総務課学校再編係  
住所：沼田市下之町888番地

(5) その他

参加表明書を提出した業者には、参加資格要件確認結果通知書（様式第3号）により通知する。

(6) 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を以下の方法で提出するものとする。

ア 提出書類 辞退届（様式第4号）

イ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

## 10 プレゼンテーション資料等の提出

実施要領「2 市内中学校制服統一における基本方針」を参照の上、新制服デザイン仕様書を作成の上、審査委員会においてプレゼンテーションを行うものとする。

なお、新制服デザインは、デザイン画又はサンプルを作成し、具体的に提示するものとする。

(1) 提出書類等

ア プレゼンテーション資料 18部（事務局用2部、審査員配布用16部）

イ 以下の各項目を満たした新制服のデザイン画（プレゼンテーション資料に含めても可）又は新制服のサンプル 女子2点以上、男子1点以上

（ア）セーラー仕様を残しつつ、ジェンダーに配慮するもの 1点以上

（イ）ジャケットタイプでスラックスやスカートが選択できるもの 1点以上

（ウ）詰め襟制服は、現在着用していることから提案不要

(2) 提出期間 令和7年7月 3日（木）午前9時から

令和7年7月25日（金）午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

(4) 提出先 沼田市教育委員会事務局教育総務課学校再編係

住所：沼田市下之町888番地

## 11 プレゼンテーションに含む事項

(1) 新制服のデザインや仕様に関する事項

ア 新制服のデザインや仕様の特色

新制服のデザイン画又は新制服のサンプル（どちらでも可）を提出する。

デザイン画の場合には、印刷したものを18部用意する。

デザイン画で可能な場合には、制服の色を変えたパターンを示すこと。

イ 現在の制服の金額と比較し、新制服のおおよその見込み金額を示すこと。

- ウ 他市町村の市内統一制服導入の現状
  - 他市町村の制服で参考となる事例があれば、その内容を含めて提案する。
- エ そのほか工夫した点、アピールしたい点を含むこととする。

## 12 審査

### (1) 審査方法、審査結果通知

- ア 提案者からの提案については、審査委員会において総合的な評価を行い、最も総合点が高い提案をした事業者をマスターメーカーに選出する。
- イ 総合点が高い提案者が複数ある場合は、②企画提案書の点数を比較して順位を決定する。
- ウ 提案事業者が1者であった場合でも、審査委員会において審査する。
- エ 必要に応じて、ヒアリングを実施する。
- オ 審査結果は、提案した全ての事業者宛に書面により結果を通知するとともに、選出されたマスターメーカーは、本市ホームページにおいて公表する。

### (2) 評価基準

評価は点数化し、100点満点とする。

評価項目	評価内容	配点	計
① 事業者の適格性	・業務体制（組織）が充実しているか。	10	20
	・制服に係る他市町村の状況等を把握するなど、豊富な経験や実績を有しているか。	10	
② 企画提案書	・沼田市の特色を生かすなど、魅力のある新制服のデザインを提案しているか。	30	60
	・機能性を重視した新制服になっているか。	10	
	・扱いやすく、着用しやすいなど仕様（素材含め）が工夫されているか。	10	
	・発表の態度などから判断し、マスターメーカーとして適した業者であるか。	10	
③ 経済性	・新制服の販売金額は、妥当な金額であるか。	20	20
合計			100

## 13 提案者プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和7年7月28日（月）
- (2) 実施場所 沼田市役所 テラス沼田4階 庁議室
- (3) 出席者 本業務の責任者を含め3名以内
- (4) 実施時間 1社当たり30分（説明20分以内、質疑応答10分程度）
- (5) 実施方法
  - 事前に提出されたプレゼンテーション資料に基づくものとする。

その他、新制服のデザイン画又はサンプルについてを説明する。

#### (6) 設備

パソコン、プロジェクター、スクリーンは教育委員会で用意する。この場合、プレゼンテーションのデータは事前に提出する。

また、パソコン等の持込みも可能とする。この場合、プレゼンテーションのデータは予備として当日に持参する。

### 14 マスターメーカー選定後の手続き

#### (1) 覚書きによる確認

選出されたマスターメーカーは、以下の内容について覚書きを締結する。

- ・市教育委員会とともに令和9年度の新制服導入に向けて協力の上、取り組むこととする。
- ・マスターメーカーが行う仕様書の決定までの支援業務については、無償とする。
- ・決定した新制服のデザインに関する権利は、市教育委員会に帰属する。
- ・決定したデザインの新制服の見本と仕様書を市教育委員会に提出する。

#### (2) スケジュール確認

令和9年4月の新制服導入に向けた、具体的なスケジュールを確認する。

### 15 失格事項

- ・定められた期間内に提案書の提出がされなかったとき。
- ・プレゼンテーションに参加しなかったとき。
- ・企画提案書の内容が本実施要領に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- ・企画提案書に著しい不備や虚偽の記載があったと認められるとき。
- ・審査及び審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正又は悪質な行為をしたと認められるとき。

### 16 その他の注意事項

- ・新制服の販売は、併売方式によるものとする。
- ・決定した新制服の仕様書は、市内制服販売店の系列メーカー等の開示できることとする。
- ・企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ・企画提案書提出期間内であれば、提出した企画提案書の内容に追加、修正等を行うことができる。
- ・提出された関係書類等は返却しない。
- ・マスターメーカー選出後、新制服の導入について市民の同意が得られない等の理

由で新制服の製作まで至らない場合がある。この場合も教育委員会に対して提案等に要した費用の返還を求めない。

・この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの内容に関しては、関係法令等に基づき、教育総務課長が判断し、決定する。

## 17 担当部署

〒378-8501 沼田市下之町888番地

沼田市教育委員会事務局 教育総務課 学校再編係

tel : 0278-23-2111 (内線3304)

fax : 0278-23-1401

mail : g-saihen@city.numata.gunma.jp